

大規模災害からの復興に関する法律施行規則案の概要

平成 25 年 7 月 13 日
内 閣 府

1. 制定の趣旨

大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、また、法に基づき定めようとしている大規模災害からの復興に関する法律施行令案を踏まえ、法に基づく復興計画の作成等及び復興計画の実施に係る特別の措置を行うにあたって必要となる諸手続きを定めるものである。

2. 復興計画の作成等

(1) 復興計画の作成等

法第10条第1項第3号に規定する地域をその区域とする特定被災市町村が復興計画を作成する場合にあっては、同項第1号又は第2号に規定する地域をその区域とする特定被災市町村等の要請を受けて復興計画の作成を行うものとする。

(2) 土地利用方針の記載事項

復興計画において土地利用方針として記載する事項として、土地の用途の概要のほか、復興計画の区域における土地利用の基本的方向及び復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺25,000分の1以上の地形図を定めるものとする

(3) 復興整備事業に係る記載事項

法第10条第2項第4号の規定に基づく復興整備事業に係る記載事項として名称、実施主体、実施区域、実施予定期間等を定めるほか、特定被災市町村は、その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができるものとする。

(4) 内閣府令で定める軽微な変更

法第10条第7項の規定に基づく復興計画の軽微な変更として、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更等の復興計画の趣旨の変更を伴わない変更を定めるものとする

(5) 復興整備協議会の公表

復興整備協議会を組織したときの公表は、協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとするとともに、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用等の適切な方法により行うものとする

(6) 会議における協議が困難な場合の理由

法第12条第2項において、内閣府令で定めることとされた、会議における協議が困難な場合の理由として、

- ① 災害の発生により会議の開催が困難であることその他の合理的な理由があること
- ② 法第11条第4項ただし書の規定により、会議に係る同項各号に定める者が協議会の構成員として加えられていないこと
- ③ 病気その他やむを得ない事情により、会議に②の者が出席することができないこと

を定めるものとする。

3. 復興計画の実施に係る特別の措置

(1) 届出対象区域の公示

法第28条第2項に定める届出対象区域の公示は、当該区域に係る復興整備事業の内容を明示して、市町村の公報に掲載して行うものとし、当該届出対象区域の明示は、市町村、大字、字、小字及び地番又は平面図のいずれかによることとする。

(2) 届出対象区域内における行為の届出

届け出対象区域における行為の届出様式を定めるとともに、届出様式に加え、

- ① 土地の区画形質の変更にあつては、
 - ア 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
 - イ 設計図で縮尺 1,000 分の 1 以上のもの
- ② 建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更にあつては、
 - ア 敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺 500 分の 1 以上のもの
 - イ 2面以上の建築物等の断面図で縮尺 200 分の 1 以上のものを添付しなければならないこととする。

(3) 届出の対象となる事項

法第28条第4項の規定に基づき特定被災市町村に届け出る事項として、行為の完了予定日を定めることとする。

(4) 変更の届出

法第 28 条第 5 項の規定に基づく変更の届出が必要となる事項として、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により届出に係る行為が同条第 4 項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものを定めるものとし、あわせて、変更の届出様式を定めることとする。

4. その他

(1) 収用委員会に対する裁決申請書の様式

法第 34 条第 4 項の規定により収用委員会に裁決を申請しようとする場合における裁決申請書の様式を定めるものとする。

(2) 施行期日

本府令は、法附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。